

税のお知らせ

「令和2年分年末調整」と「税制改正注意点等」について

名寄税務署において、

毎年11月頃に開催してい

た「年末調整説明会」に

ついては、ご案内のとお

り（広報しもかわ令和2

年7月号掲載）、新型コ

ロナウイルス感染症の感

染拡大等を踏まえ、中止

となりましたが、源泉徴

収義務者の皆様に対しても

は、年末調整事務に必要

な手引き等の書類の送

付、また、納税者の皆様

に対しては、国税庁ホー

ムページへの情報掲載等

による制度周知を行いま

す。

■税制改正等注意点について

主な改正点については

次のとおりです。

①給与所得控除に関する

改正

②基礎控除及び所得金額調整控除に関する改正

- ③各種所得控除等を受けたための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正
- ④ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除に関する改正
- 年末調整が正しく行われない場合、所得税の税額が正しく計算されないばかりではなく、個人住民税をはじめとする地方税等についても正しく計算されないことがあります。源泉徴収義務者の皆様の申告の際、また、源泉徴収義務者の皆様の年末調整事務の際は、国税庁ホームページ等により制度内容をご確認ください。

年末調整が正しく行われない場合、所得税の税額が正しく計算されないばかりではなく、個人住民税をはじめとする地方

から、法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が「100枚以上」（改正前・1,000枚以上）である法定調書については、e-LTAX（eLTAX）又は光ディスク等による提出が必要となります。

■年末調整手続の電子化について

令和2年10月以後に従業員が勤務先に提出する生命保険料控除等に係る控除証明書等について、電子データによる提供が可能となります。国税では、電子データを利用し年末調整手続を簡便化するため、「年末調整控除申告書作成ソフトウェア」を無償提供します。

■源泉徴収義務者のe-Tax（e-LTAX）又は光ディスク等による法定調書の提出義務基準

「100枚以上」に引き

下げ

このことについて、令和3年1月以後の提出分

ご利用に当たっては、マイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードをまだ取得されていない方は、お早めに申請してください。

■国税に関する申告・面接相談は、「事前予約」が必要です！

税務署では、納税者の皆様にお待ちいただく述べとなくスマートに申告・面接相談できるよう、原則として「事前予約制」を実施しております。申告・面接相談を希望される場合は、納税者の皆様にお待ちいただぐことなくスマートに申告・面接相談できるよう、原則として「事前予約制」を実施しております。

■お問い合わせ

名寄税務署 調査部門

☎ 016541212496
(直通)



し、所得税申告書への自動入力が可能となります。

なお、予約状況により、希望の相談日時に添えない場合がありますので、ご了承願います。

ご利用に当たっては、マイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードをまだ取得されていない方は、お早めに申請してください。

ご不明な点は、国税庁ホームページをご確認いただき、名寄税務署へお問い合わせください。

なお、予約状況により、希望の相談日時に添えない場合がありますので、ご了承願います。